



平成 25 年 9 月 9 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 岩井 俊輔
電話番号 03-5786-3900

地位保全仮処分命令の申立て却下に関するお知らせ

平成25年7月27日付「地位保全仮処分命令の申立てに関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾート（以下「SPR社」という）及び株式会社伊豆四季の花・海洋公園（以下「IFOP社」という）は、SPR社及びIFOP社の前代表取締役社長である籠池賢二氏（以下「籠池氏」という）より、静岡地方裁判所沼津支部におきまして地位保全仮処分命令の申立て（以下「本申立て」という）を受けましたが、同年9月4日、同裁判所より却下決定がなされ、本日同決定文を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 却下決定に至った経緯

同年6月4日開催SPR社臨時株主総会及びIFOP社臨時株主総会において、籠池氏は、取締役の忠実義務違反等を理由として、両社の代表取締役社長を解任されました。これに対して、籠池氏は、SPR社及びIFOP社に対し、同年7月24日、静岡地方裁判所沼津支部におきまして本申立てを行いました。

しかしながら、同年9月4日、同裁判所は、同年6月26日開催SPR社定時株主総会及びIFOP社定時株主総会の終結により籠池氏の任期は満了し、現時点において籠池氏の実任取締役たる地位は消失しているから、籠池氏には、被保全権利自体が存在しないことになると判断し、本申立てについて、理由がないものとして却下決定を言い渡しました。

2. 却下決定があった裁判所及び年月日

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 却下決定がされた裁判所 | 静岡地方裁判所沼津支部 |
| (2) 却下決定があった年月日 | 平成25年9月4日 |

3. 本申立てをした者

- | | |
|---------|--------|
| (1) 名 称 | 籠池 賢二 |
| (2) 住 所 | 静岡県伊東市 |

4. 今後の方針及び見通し

当社は、今回の却下決定を妥当なものと考えております。

今後、籠池氏による不服申立てがなされた場合等には、適宜、開示してまいります。

以 上